

押印廃止に伴い労働局から書類の返戻が増大

～しっかり確認のうえで、**監督署**へ提出を～
ハローワーク

国の押印廃止に伴い、愛知労働局から「押印の無い届出について軽微なものであっても各事務組合へ不備返戻する」との通知に基づき、当SRセンターにおいても3月17日付け「押印を求める手続きの見直しについて」で会員の皆様にメールにて周知しているところです。

3月以降、特に以下の書類の返戻が多く事務負担の増加となっています。



返戻は、90%が「**労働者災害補償保険特別加入に関する変更届**」です。

➤ 1 労働者災害補償保険特別加入に関する変更届

◆ 異動年月日・変更決定を希望する日の記載漏れ・誤り（※）

※加入の場合、異動年月日＝変更決定希望日（受付日の翌日以降の同じ日付を記載）

※脱退の場合、異動年月日＝変更決定希望日（受付日の翌日以降の同じ日付を記載）

※遡及脱退の場合、異動年月日≠変更決定希望日（証明できる添付書類が必要）

（異動年月日は実際の脱退日、変更希望日は受付日の翌日以降の日付を記載）

◆ 事業主の氏名記載漏れ（会社名と代表者の両方を記載してください。）

➤ 2 名称所在地変更届

◆ 必要事項の記載漏れ

